

国に意見書を提出しました

地方自治法第99条の規定に基づき、9月定例会では3件の意見書を議決し、令和元年9月25日に国と衆・参議院議長に提出しました。



- 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書
- 高齢者の安全運転支援と移動手段の確保を求める意見書
- 「顧客からのハラスメント」等の抜本的な対策を求める意見書

意見書はウェブサイトで公開しています。



市議会紹介コーナー

おしえて!いちみん

一宮市議会のいろいろを紹介している「おしえて!いちみん」。今回は、本会議で行われる「一般質問」について、ご紹介します。

一般質問ってなに?



議会では、市長から出される議案の内容以外に、市政一般について質問することができます。これを「一般質問」といいます。



一般質問は誰でもできるの?



一宮市議会では議員であれば誰でも質問に立つことができます※。他の市では、会派ごとに行う「代表質問制」というものもありますが、一宮市議会では個人単位で行う「一般質問制」をとっています。なお市政の質問や要望は一般質問以外の方法もあるため、全ての議員が必ず一般質問を行うとは限りません。
(議長など一部の議員を除きます)



一宮市議会の一般質問の特徴ってあるの？



一宮市議会では、事前に議長に申し出れば、パソコンの画面をプロジェクターで200インチのスクリーンに投映することができるのが特徴で、質問に関する資料を投映する議員も多くいます。他にも、質問と答弁が一對となる「一問一答制」を採用していることも特徴です。



質問する内容は事前に決まっているの？

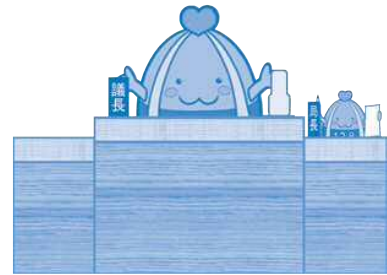


議長に行く「要旨通告」以外は、詳しい打ち合わせは必須ではありません。しかし、唐突に質問をしても、適切な回答が得られるとは限りません。そこで一般質問を効果的に行うため、あらかじめどんな質問を行うのかを伝え、市の担当者と議論を重ねることで、より深く市政の問題点についての質問をし、回答を引き出すこともあります。



打ち合わせした内容以外のことを聞いてはダメなの？

前述の通り、「要旨通告」に沿うものであれば、打ち合わせせずに質問をすることはできます。例えば答弁に対する新たな疑問を、その場で聞くことも可能です。ただ質問によってはその場で答弁できない場合もあります。



質問の途中でブザーが鳴ったのはなぜなの？



一宮市議会の一般質問では、ひとりあたりの質問可能時間が決められています。現在は質問や答弁をあわせて60分です。これを超えると質問途中であっても打ち切りとなります。ブザーは残り時間5分、2分、そして使い切った時に鳴り、そのことを知らせてくれます。

